

# ハートワンマネー交換規約

## 第1条（目的）

この規約は、大和ハウスフィナンシャル（以下、「当社」という）が提供するインターネットサービス（以下「ネットサービス」という）の会員のうち当社が指定する者（以下「会員」という）に対し、ポイントプログラムを利用したサービス「ハートワンマネー」交換（以下「本サービス」という）を提供することについての基本的条件を定めるものです。

## 第2条（ハートワンマネーの付与）

- (1) 本サービスは、当社が運営するハートワンポイントを一定数以上保有する会員が、当社の定める交換条件、交換方法及び交換レートに基づいて、ハートワンポイントからハートワンマネーへの交換申し込みを当社が受け付けること（以下「交換手続」という）により、会員に付与されます。なお、ハートワンマネーへの交換条件、交換方法及び交換レートの詳細は、当社ウェブサイト等に掲載するものとします。
- (2) ハートワンマネーは交換手続が完了した後に付与されますが、システム又は事務処理上の都合により、交換手続が完了してからハートワンマネーが付与されるまでには当社が定める一定の期間がかかることがあります。
- (3) ハートワンマネーは、交換手続を行った会員のネットサービス ID（以下「ID」という）ごとに付与・管理されるため、複数の ID を持つ会員が各々の ID において交換手続を行った際には、それぞれの ID に各々の交換手続に基づくハートワンマネーが付与されることとなります。この場合、ID 毎に付与されたハートワンマネーを合算することはできません。
- (4) ハートワンマネーへの交換を申し込んだ後は、いかなる理由があってもハートワンポイントに戻すことはできません。

## 第3条（ハートワンマネーの確認）

会員は、ハートワンマネーへの交換及びハートワンマネーの利用の履歴（但し、当社所定の期間の履歴に限ります。）並びにハートワンマネーの残高を、当社が指定する店舗（以下「加盟店」という）が提供する会員用のウェブサイト（以下「加盟店ウェブサイト」という）で確認できます。

## 第4条（ハートワンマネーの有効期限）

ハートワンマネーの有効期限はありません。但し、ハートワンカードを解約した場合もしくはネットサービス会員を解約した場合は失効します。

## 第5条（ハートワンマネーの利用）

- (1) 会員は、ハートワンマネーを当社が定めた方法に基づき、1単位=1円として加盟店ウェブサイトにおける決済代金（商品・サービス代金、送料、手数料又は消費税を含みます。以下同じ）の支払いに利用することができます。但し、当社及び加盟店は、ハートワンマネーの利用を決済代金の金額支払いに使用する場合のみに限定することがあります。なお、ハートワンマネーを現金と交換することはできません。
- (2) 会員は、ハートワンマネーの利用を加盟店ウェブサイトから当社が定める方法により当社に申込みものとします。
- (3) 会員は、加盟店ウェブサイトにおいて本人認証を受け、当社からハートワンマネーの利用の承認を受けたときは、ハートワンマネーの利用ができるものとします。会員は、原則としてハートワンマネーの利用の都度、会員のネットサービスのID及びパスワードによる本人認証を要しますが、本人認証後に発行されるお客様識別番号が加盟店において登録され、以後のハートワンマネーの利用には加盟店ウェブサイトにおけるID及びパスワード等により加盟店が会員の本人認証を実施する場合（以下「ID連携」という）には、当該登録時点及び別途当社が必要と認めた時点で、当社の定める方法により、本人認証を受けるものとします。ID連携の設定及び解除は当社の定める手続によるものとします。
- (4) 当社及び加盟店は、ハートワンマネーの利用の対象となる商品・サービス等を制限したり、ハートワンマネーの利用に条件を付すことがあります。
- (5) 会員と加盟店との取引の解除・取消などにより第1項による決済が取り消された場合、当該決済に利用されたハートワンマネーは会員に返還されますが、現金による返還は行われません。
- (6) 当社は第1項の決済が行われた時点で、決済代金相当分のハートワンマネーを会員のハートワンマネー残高から減じます。
- (7) ハートワンマネーの利用にあたり、当社は加盟店に会員のハートワンマネー残高及びハートワンポイント残高に関する情報を提供します。

## 第6条（会員と加盟店との紛議）

第5条のハートワンマネー利用において、商品の引渡し、サービスの提供、引渡した商品及び提供したサービスの瑕疵、アフターサービスなど、会員と加盟店との間に生じた紛議については、その紛議が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除いて、当社は一切責任を負いません。

## 第7条（交換条件等の変更）

当社は、いつでも第2条第1項の交換条件、交換方法及び交換レートを変更することができるものとします。この場合、第11条の規定を適用します。

## 第 8 条（第三者利用の禁止）

- (1) ハートワンマネーは会員本人のみが利用できるものとし、会員本人以外の第三者（家族を含む）が利用することはできません。
- (2) 当社は、ハートワンマネー利用時に入力されたネットサービスの ID 及びパスワードもしくは加盟店ウェブサイトにおけるログイン ID 及びパスワードが、登録されたものと一致することを当社もしくは加盟店が所定の方法により確認したことをもって、会員本人による使用とみなします。それが第三者による不正使用であった場合でも、当社は利用されたハートワンマネーの返還は行いません。また、その場合に会員に生じた損害についても一切責任を負いません。

## 第 9 条（譲渡禁止）

会員は、保有するハートワンマネーを第三者に譲渡、売買、貸与、担保提供、相続させたり、第三者と共有、換金することはできません。

## 第 10 条（権利喪失及び利用停止）

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員は本サービスに関する一切の資格を喪失するものとします。
  - ① 退会、会員資格の取り消し等により、ネットサービスの会員資格を喪失した場合（ネットサービスの ID に対応するクレジットカードの会員資格を喪失した場合を含む）
  - ② 死亡した場合
- (2) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本サービスに関する資格を何ら通知することなく、喪失させまたは停止することができます。
  - ① 会員が当社に対する債務の履行を怠った場合
  - ② 会員が当社の HeartOne カード規約、ハートワンポイントサービス規約、HeartOne ネットアンサー規約又は本規約に違反した場合
  - ③ 不正な方法によるハートワンマネーの付与又は利用が行われたと当社が判断した場合
  - ④ 前号のほか、会員の本サービスの利用状況が不適切又は社会通念に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合
  - ⑤ その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

## 第 11 条（規約の改定等）

- (1) 当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できます。この場合、当社は、ホームページでの掲載等、当社所定の方法により会員に告知します。
- (2) 当社は、経済環境の変化その他相応の事由があると当社が判断したときは、いつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。その結果会員に損害が生じた場合でも、当社

は一切の責任を負わず、何らの補償も行いません。

## 第 12 条（システム対応に伴う制限）

当社は、会員への事前の通知又は会員の承諾なく、本サービス提供に供するシステムの不具合発生やメンテナンスのために本サービスの提供を中断又は内容を変更する場合があります。これによって会員に生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り当社は一切の責を負いません。

## 第 13 条（免責事項）

- (1) 当社の責によらない、通信機器等の障害又は回線障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (2) ハートワンマネーに関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それに関わらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責を負いません。

---

# HeartOne ネットアンサー会員の個人情報等取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項

## 第 1 条（個人情報等の収集・保有・利用）

- (1) HeartOne ネットアンサー会員は、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）がハートワンマネー（以下「本サービス」という）を運営・管理するため、下記の情報（以下「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
  - ① 本サービスのポイント（以下、「ハートワンマネー」という）の利用に関する利用日時、利用加盟店、利用金額、利用ポイント数
  - ② ハートワンポイントからハートワンマネーへの交換に関する交換日、交換ポイント数
  - ③ ハートワンポイントの保有残高
  - ④ HeartOne ネットアンサー会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス
  - ⑤ 本サービスにおいて HeartOne ネットアンサー会員からの問合せにより当社が知りえた通話及び通信情報
- (2) 当社が本サービスの運営・管理にあたり、その業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

## **第 2 条（個人情報の開示・訂正・削除）**

- (1) HeartOne ネットアンサー会員は、当社に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。当社に開示を求める場合には、第 4 条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
- (2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

## **第 3 条（本同意条項に不同意の場合）**

当社は、HeartOne ネットアンサー会員が本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、本サービスの利用を承諾しないことがあります。

## **第 4 条（問合せ窓口）**

当社の保有する HeartOne ネットアンサー会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。

HeartOne カードインフォメーションセンター

TEL 東京 03-5996-1791 大阪 06-7709-8053

営業時間 9:00～18:00 1/1 休

## **第 5 条（合意管轄裁判所）**

HeartOne ネットアンサー会員と当社との間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

## **第 6 条（条項の変更）**

本同意条項は、当社所定の手続により変更することができます。

### **■個人情報保護管理者**

当社では個人情報の保護を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者（管理部門担当役員）を設置しております。

2015 年 11 月 11 日 発効

2019 年 4 月 1 日 改定